

利用者負担額は4月~8月までは、平成28年度村民税所得割額によって計算され、9月からは平成29年度村民税所得割額から計算されます。そのため、利用者負担額決定通知書は年2回お送りすることになります。

利用者負担額は、父母それぞれの村民税額の合計で算定します。ただし、父母以外の扶養義務者(同居の祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、父母以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税額を含めて利用者負担額が算定されます。利用者負担額については、下記とおりです。

## ●利用者負担額(保育料)一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯階層区分				利用者負担額(月額)			
				3歳未満児		3歳以上児	
階層区分		定義			保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和2	5 年法律第 144	号)による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0円	0円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯		4,000 円	3,800 円	2,000 円	1,800 円
第3	村民税均等割のみ	ひとり親世帯等		4,500 円	4,450 円	2,500 円	2,450 円
	の世帯	ひとり親世帯等	以外の世帯	10,000 円	9,900 円	6,000 円	5,900 円
第4	村民税所得割のあ	48,600 円未満	ひとり親世帯等	5,250 円	5,200 円	3,250 円	3,200 円
	る世帯所得割課税		ひとり親世帯等以外の世帯	11,500 円	11,400 円	7,500 円	7,400 円
第5	額	48,600 円以上	ひとり親世帯等	6,900 円	6,800 円	4,500 円	4,400 円
		57,700 円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	13,800 円	13,600 円	9,000 円	8,800 円
第6		57,700 円以上	ひとり親世帯等	8,600 円	8,500 円	5,600 円	5,500 円
		77,101 円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	17,200 円	17,000 円	11,200 円	11,000 円
第7		77,101 円以上	97,000 円未満	21,600 円	21,400 円	14,100 円	13,800 円
第8		97,000 円以上	157,000 円未満	26,100 円	25,800 円	17,000 円	16,600 円
第9		157,000 円以上	: 198,000 円未満	30,000 円	29,500 円	23,000 円	22,700 円
第 10		198,000 円以上	: 234,000 円未満	34,500 円	34,000 円	24,000 円	23,600 円
第 11		234,000 円以上	: 330,000 円未満	35,000 円	34,500 円	24,000 円	23,600 円
第 12	]	330,000 円以上	:	36,000 円	35,400 円	25,000 円	24,600 円

## 備考

〇同一世帯において2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、地域型保育事業所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している際には、それらの子どものうち最年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額はこの表に定める利用者負担額とし、最年長の次に年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額はこの表に定める利用者負担額の半額とし、その他のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

〇第4階層及び第5階層に該当する世帯(ひとり親世帯等を除く。)で、特定被監護者等が2人以上いる場合、次年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は基準額の半額とし、その他のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

〇第4階層から第6階層までに該当する世帯(ひとり親世帯等に限る。)で、特定被監護者等が2人以上いる場合、次年長以降のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

